

令和6年度 教育関係共同利用拠点の公募について

1. 制度の趣旨

多様化する社会と学生のニーズに応えるべく、各大学において、それぞれの教育理念に基づいて機能別分化を図り、個性化・特色化を進めながら教育研究活動を展開していくことが重要です。

質の高い教育を提供していくためには、個々の大学の取組だけでは限界があるため、他大学との連携を強化し、各大学の有する人的・物的資源の共同利用等の有効活用を推進することにより、大学教育全体として多様かつ高度な教育を展開していくことが必要不可欠です。

このため、学校教育法施行規則及び教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程に基づき、教育関係共同利用拠点の認定を行うこととしています。

2. 公募する拠点施設

(1) 拠点施設の種類

「教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程」（平成二十一年文部科学省告示第百五十五号。以下「告示」という。）に定める基準を満たす施設のうち、以下の拠点施設について公募します。

- ① 留学生支援施設
- ② 大学の職員（教員を含む。以下同じ。）の組織的な研修等の実施機関
- ③ 練習船
- ④ 演習林等
- ⑤ 農場
- ⑥ 臨海・臨湖実験所
- ⑦ 水産実験所

(2) 各拠点施設の定義

公募する各拠点施設を、以下のように定義します。

① 留学生支援施設

留学生支援施設は、大学が設置する日本語教育センターとします。日本語教育センターは、外国人留学生の教育のための施設であり、主に日本語教育を行うことを目的とするものを指します。

② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

大学が、大学設置基準第11条第1項にいう大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（以下「SD」という。）を実施する場合、又は同第11条第2項にいう学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究（以下「FD」という。）を実施する場合、並びに同第11条第3項にいう指導補助者（教員を除く。）に対する必要な研修を実施する場合¹（以下「FD」に含むものとする。）において、当該研修及び研究の実施又は支援等を行う施設を指します。なお、大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学内の組織及びその機能を指すものであって、特定の建物、設備等を指

すものではありません。

③ 練習船

総トン数 20 トン以上の船舶で、大学が教育活動に利用することを目的として保有するものを指します。

④ 演習林等

大学が林学に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（演習林）又は大学が行う生物学等の教育研究に必要な附属施設として山林地域に設置されている演習林若しくは演習林類似の施設等を指します。

⑤ 農場

大学が農学に関する学部を設置する場合において、当該学部の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設（農場）を指します。

⑥ 臨海・臨湖実験所

大学が行う基礎生物学及びその関連分野の教育研究に必要な附属施設として、臨海・臨湖地域に設置されているものを指します。

⑦ 水産実験所

大学が水産増殖に関する学科を設置する場合において、当該学科の教育研究に必要な施設として設置されている大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）に規定された附属施設を指します。

(3) 申請対象となる拠点施設

令和 6 年度の公募においては、告示に定める基準のほか、それぞれの特性に鑑み、以下の要件を満たす大学における拠点施設を対象とします。

① 留学生支援施設

- 運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 設置大学以外の留学生を広く対象とした教育を実施し、利用に当たって、他大学の留学生が不利益を被らないこと。
- 特定の国のみからの留学生に限定することなく、多様な出身国の留学生が利用できること。
- 体系的な教育課程が整備され、課程の修了基準、授業計画、成績評価の基準等が学生に対して明示されていること。
- 留学生数に応じた職員の数が確保されていること。
- 設置大学及び共同利用大学が外国人留学生の募集活動、入学予定者への事前教育を行う際、センターの機能を生かした活動を行っていること。

② 大学の職員の組織的な研修等の実施機関

- FD 又は SD のいずれか、若しくは双方に関する取組を行っている機関であること。

また、FD又はSDに関する資源・体制を有しており、活動実績や利用実績が認められること。さらに、活動が特定の地域に留まらず広域的な広がりをもって展開されているものであり、全国・各地域の拠点としてふさわしい質を保証できる先進的な取組を行い、当該取組を段階的に発展させることができる機関であること。

- 特定の専門分野に特化した取組を行っている場合、ほかではない高い水準の専門性又は当該専門分野においてほかではない優れた先進性が認められ、かつ、国の政策全体の中での当該分野の役割の重要性等も踏まえ、拠点形成の必要性が高く、拠点の形成により、当該分野の発展に特に寄与すると認められる機関であること。また、特定分野のうちの限定的なテーマに留まらず、当該分野及び他の分野においても広く利用されることが期待される取組を行っていること。
- 特定の専門分野に特化しない取組を行っている場合、FD及びSDが法令で義務付けられ、基礎的・一般的な取組は各大学でも行われている状況に鑑み、ほかではない優れた先進性が認められること。
- FDの取組を行う機関は、例えば以下i)～v)に掲げる内容等について、体系的な研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修の試行や実施に関する実績を有するとともに、設置大学及び他大学における授業・成績評価の内容及び方法の改善ツール・コンテンツの発掘・開発を行ってきた実績があること。
 - i) 教員として必須の基礎的・共通的（授業設計、授業運営、学生指導及び研究倫理教育等）な内容に関する内容
 - ii) キャリア段階別（採用直後の教員、実務家教員、昇任者、部局長及び執行部向け等）に必要な内容
 - iii) 学問の分野や領域別に必要となる内容
 - iv) 教育プログラムの領域別（初年次教育、キャリア教育等）に必要な内容
 - v) 大学院生へのプレFDに関する内容なお、上記で例示した内容に限って実績を求めるものではなく、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であって、多くの大学で活用できる、学生の状況に応じた取組が認められること。
- SDの取組を行う機関は、職員に対して、例えば以下i)～iii)に掲げる内容等について、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための研修カリキュラム・研修教材の開発及び研修の試行や実施に関する実績を有すること。
 - i) 職員として必須の基礎的・共通的な内容（経営管理・財務、教学支援、企画力及びコミュニケーション力等）に関する内容
 - ii) キャリア段階別（採用直後の職員、昇格者及び管理職向け等）に必要な内容
 - iii) 専門的職員の分野別（インスティテューショナル・リサーチャー、アドミッション・オフィサー、カリキュラム・コーディネーター、リサーチ・アドミニストレーター及び産官学連携コーディネーター等）に関する内容なお、上記で例示した内容に限って実績を求めるものではなく、全国・各地域の大学教育の質の向上に資する取組であって、多くの大学で活用できる質の高い取組が認められること。
- 認定期間中のFD・SDの取組の質的・量的な成果指標を明確に設定し、利用者以外の職員や利用大学の評価、利用職員や大学における授業の内容及び方法の改善状況や、学生の学修成果の状況、教育研究活動等の効果的な運営の状況等に基づいた客観的な成果分析を計画・実施し、取組の改善を図っていること。
- FD又はSDに関する指導又は相談等の経験を持ち、専門性を備えた専属の職員が

配置されているなど、取組が円滑に行われるような人員配置がなされていること。

- FD 又は SD に関する調査研究並びに情報の収集、整理及び提供を行うことが可能なこと。その際、成功した、又は課題を残したFD・SDの事例など各大学が真に役立つ、様々な情報を収集し、提供していることが望ましい。
- 他大学の職員等からの相談への対応や講師派遣等により、他大学の求めに応じ、FD 又は SD に関する必要な支援を適切に行うことが可能であること。
- 設置大学及び他大学において、FD 又は SD の取組の積極的な普及に努めていること。とりわけ、FD における教育評価の手法・ツールの開発や、教育課程の専門スタッフの養成・研修に関する取組、FD 又は SD の専門家の養成・研修等、各大学においてFD 又はSDを普及・定着させる観点から必要と考えられる取組を行っていること。

③ 練習船

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の乗船実習を提供すること。なお、当該施設を用いた乗船実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 乗船実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 乗船実習の提供に当たっては、練習船を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが乗船し単独で航海する形態（単独航海）、保有大学の学生と他大学の学生とが共に乗船し航海する形態（混乗航海）のいずれでも差し支えないが、原則として、乗船実習における教育は保有大学の乗組員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生に提供されるものと同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 共同利用に供する日数が、運航可能な日数に比して相当の割合であること。原則として、運航可能日数の2割以上程度の共同利用が見込まれること。

④ 演習林等

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の演習林等での実習を提供すること。なお、当該施設における演習林等での実習を授業科目の一部分として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、演習林等を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、演習林等での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑤ 農場

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の農場での実習を提供すること。なお、当該施設における農場での実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運営上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、農場を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、農場での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑥ 臨海・臨湖実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、臨海・臨湖実験所における実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、臨海・臨湖実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、臨海・臨湖実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。
- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

⑦ 水産実験所

- 原則として単位認定を伴う、教育課程上の実習を提供すること。なお、水産実験所における実習を授業科目の一部として実施し、単位認定を伴う場合も含まれる。
- 実習の提供に当たり、その運用上の責任体制が規程等により明確となっていること。
- 実習の提供に当たっては、水産実験所を保有する大学（以下「保有大学」という。）以外の学生のみが単独で利用する形態、保有大学の学生と他大学の学生とが共に利用する形態のいずれでも差し支えないが、原則として、水産実験所での実習における教育は保有大学の教員等が行い、保有大学が安全管理上の責任を負うこと。

- 他大学の学生の利用に関しては、提供される教育内容が、保有大学の学生と同等及び同質の条件であるなど、保有大学の学生と比較して不利益を生じさせるものでないこと。
- 著しく不便な地域に申請施設が位置する場合には、利便性の観点から、交通手段等の確保に関して保有大学が必要な配慮等を行うこと。

3. 認定方法等

(1) 審査手順

教育関係共同利用拠点の認定のための審査は、教育関係共同利用拠点の認定等に関する有識者会議及び当該有識者会議の下に開催される専門部会（以下「有識者会議等」という。）にて行います。

審査は、提出された申請書等による「書面審査」及び必要に応じて「面接審査」で行い、審議を尽くした上で総合評価を行い、認定候補拠点を決定します。文部科学省は、有識者会議等の決定を十分尊重し、認定拠点を決定します。

＜今後のスケジュール（予定）＞

令和6年6月下旬～7月上旬 有識者会議等での審議

令和6年7月中旬 文部科学大臣の認定

(2) 有識者会議等による意見

認定に当たっては、有識者会議等の審議等を踏まえ、留意事項として事業計画の改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すか、もしくはその両方を行うことがあります。

(3) 認定の有効期間

最大5年間のうち、認定審査を踏まえ決定します。

4. 拠点活動の実施

(1) 認定された拠点施設は、計画の実施に当たっては、3. (2)に記載した有識者会議等による計画の改善のための意見等を踏まえて実施するよう留意してください。

(2) 大学の職員の組織的な研修等の実施機関について

- 大学の職員の組織的な研修等の実施機関は、大学の職員の組織的な研修等に関する課題の抽出等について、必要に応じ、文部科学省への協力を御願います。

(3) 評価等

認定期間中に有識者会議等によるフォローアップ活動を実施する予定です。これらのフォローアップ活動の結果を受けて、拠点活動の目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合は、認定を取り消す場合があります。

5. 申請

(1) 事前相談

申請を希望する大学は、「6. 問合せ先」の担当部局と調整の上、必要に応じて事前相談を行ってください。事前相談の受付期間は、公募通知日から令和6年5月24日（金）までとします。

※新規で申請する大学については、事前相談を必須といたします。

(2) 申請書等

別添1「教育関係共同利用拠点 申請書記入要領」に基づき、本公募通知の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成し、学長から文部科学大臣宛に申請してください。

(3) 提出方法

申請書等を、令和6年5月27日（月）～5月31日（金）の期間内に以下のとおり提出してください。

- ① 下記のWEBサイトに、申請書等の電子媒体（下記イ・ロ）を提出してください。

イ 申請書（Word 様式）及び申請書別紙（Excel 様式）

ロ 提出書類を、申請書、別紙、添付資料の順に結合したPDFファイル ※しおり機能等で目次をつけること

【提出先】<https://mext.ent.box.com/f/d5c2d6c9fed64edfbcf167b034229dd5>
ファイル名の冒頭には『〇〇大学_（●●※）』を付してください。

- ② 上記URLに提出後、下記の宛先に提出した旨をメールでご連絡ください。

【提出先】gakumu@mext.go.jp

文部科学省 高等教育局大学教育・入試課学務係

メールの件名は、『【提出】〇〇大学「教育関係共同利用拠点申請書等（●●※）」』としてください。

※●●には、本公募要領の2.（2）①～⑦の拠点施設の種類を記載してください。

(4) 留意事項

- ① 提出された申請書等については、本公募通知に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認めません。
- ② 申請書等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査の対象外となります。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管するようにしてください。
- ④ 申請書等は、文部科学省において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省 WEB サイト (http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm) を御覧ください。
- ⑤ 事前相談及び面接審査については、原則オンライン又は、その他の手法により、行うことといたします。

6. 問合せ先

《制度全般、認定スケジュールについて》

文部科学省 高等教育局大学教育・入試課学務係

電話：03-5253-4111（内線 3334） E-mail：gakumu@mext.go.jp

《留学生関連施設について》

文部科学省 高等教育局 参事官（国際担当）付 留学生交流室 留学交流支援係

電話：03-5253-4111（内線 2015） E-mail：ryukouryu@mext.go.jp

《大学の職員の組織的な研修等の実施機関について》

文部科学省 高等教育局大学教育・入試課学務係

電話：03-5253-4111（内線 3334） E-mail：gakumu@mext.go.jp

《練習船、演習林等、農場、臨海・臨湖実験所、水産実験所について》

文部科学省 高等教育局 専門教育課 教育振興係

電話：03-5253-4111（内線 3058） E-mail：senmon@mext.go.jp

教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程

〔平成二十一年八月二十日〕
文部科学省告示第百五十五号

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第四百四十三条の二第二項の規定に基づく教育関係共同利用拠点の認定その他の教育関係共同利用拠点に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(認定の基準)

第二条 規則第四百四十三条の二第二項に規定する教育関係共同利用拠点（以下「拠点」という。）の認定の基準は次のとおりとする。

- 一 学生に対する教育、学生の修学等の支援、教育内容及び方法の改善その他大学における教育に係る機能を有する施設であって、大学教育の充実に特に資すると認められるものであること。
- 二 拠点の認定を受けようとする施設（以下「申請施設」という。）が、他の大学の利用に供するものとして大学の学則その他これに準ずるものに記載されていること。
- 三 申請施設の運営について権限を有する者の諮問に応じ、共同利用の実施に関する重要事項について審議する機関として、次に掲げる委員で組織する委員会（この条及び次条において「運営委員会」という。）を置き、イの委員の数が運営委員会の委員の総数の二分の一以下であること。
 - イ 当該申請施設の職員
 - ロ 当該共同利用に係る事項に関し学識経験を有する者
 - ハ その他申請施設の運営について権限を有する者が必要と認める者
- 四 申請施設を利用する大学を広く募集するものであること。
- 五 申請施設の種類等に応じ、共同利用に必要な設備及び資料等を備えていること。
- 六 申請施設を利用する大学に対し、申請設備の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制を備えていること。
- 七 申請施設の利用の方法及び条件、利用可能な設備及び資料等の状況、申請施設における教育の成果その他の共同利用に関する情報の提供を広く行うものであること。
- 八 申請施設の種類等に応じ相当数の大学の利用が見込まれること。

(認定の申請)

第三条 申請施設を置く大学の学長は、申請書に次に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

- 一 拠点の認定を受ける趣旨及び必要性を説明する書類
- 二 学則その他これに準ずるもので申請施設の位置付けを記載しているもの
- 三 申請施設の名称、目的、所在地その他の概要を説明する書類
- 四 運営委員会の規則及び名簿
- 五 申請施設を利用する大学の募集及び決定の方法を説明する書類
- 六 申請施設の設備及び資料等の状況を説明する書類
- 七 申請施設を利用する大学に対する支援の体制を説明する書類
- 八 申請施設に関する情報提供の内容及び方法を説明する書類
- 九 その他第二条に規定する基準に適合することを説明する書類

(認定の手続)

第四条 文部科学大臣は、前条の申請があった場合には、当該申請に係る認定をするかどうか

を決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の認定を行う場合において、その有効期間を定めるものとする。

(変更及び廃止等の届出)

第五条 拠点の認定を受けた施設を置く大学の学長（以下「学長」という。）は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出るものとする。

一 当該施設の名称、目的又は所在地を変更しようとするとき。

二 当該施設を廃止しようとするとき。

三 当該施設を共同利用に供することをやめようとするとき。

(文部科学大臣への報告等)

第六条 学長は、毎年度、当該年度における共同利用の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。

2 学長は、毎年度終了後三月以内に、当該年度における共同利用の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

(認定の取消し)

第七条 文部科学大臣は、拠点が第二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき又は第五条第二号若しくは第三号の届出を受けたときは、認定を取り消すことができる。

(認定等の公表)

第八条 文部科学大臣は、拠点の認定をし、又はこれを取り消したときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公表するものとする。